



# 栃木県公報

平成 27 年  
9月 1日(火)  
第2712号

## 目 次

### 告 示

- 保安林皆伐面積の許容限度の公表..... 779
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定..... 781
- 道路の供用開始..... 783

### 公 告

- 平成27年度後期技能検定試験の実施..... 783

### 公安委員会

- 栃木県道路交通法施行細則の一部改正..... 786

## 告 示

### 栃木県告示第427号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定に基づき、平成27年度における保安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成27年 9月 1日

栃木県知事 福 田 富 一

森林計 画区名	単 位 区域名	市 郡 町 村 名	立木伐採面積の許容限度（単位 ha）					
			水源涵養 保安林	土砂流 出防備 保安林	防風保 安林	干害防 備保安 林	保健保 安林	計
那珂川	大田原 地区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田を除く。）、那須塩原市（塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、藁沼、折戸、上横林、横林及び接骨木を除く。）及び那須郡那須町	445.55	52.65	0.10			498.30
同	那珂川 中流地 区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田に限る。）、那須烏山市、芳賀郡茂木町及び那須郡那珂川町	279.51	118.80		6.74	2.00	407.05
那珂川 鬼怒川	矢板地 区	矢板市、那須塩原市（塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、藁沼、折戸、上横林、横林及び接骨木に限る。）、さくら市及び塩谷郡	477.11	114.18	1.14	0.96		593.39

鬼怒川	鬼怒川 中流地 区	宇都宮市、真岡市、下野市 (薬師寺、成田、谷地賀、下 文狭、田中、仁良川、町田、 祇園一丁目、祇園二丁目、祇 園三丁目、祇園四丁目、祇園 五丁目、緑一丁目、緑二丁 目、緑三丁目、緑四丁目、緑 五丁目、緑六丁目、本吉田、 下吉田、別当河原、絹坂、花 田、上坪山、下坪山、東根、 磯部、上川島、中川島、上吉 田、三王山、三本木、田川及 び延島に限る。)、河内郡上三 川町及び芳賀郡(茂木町を除 く。)	38.49	30.88		13.06	82.43
同	今市地 区	日光市(上鉢石町、中鉢石 町、下鉢石町、稲荷町一丁 目、稲荷町二丁目、稲荷町三 丁目、御幸町、石屋町、松原 町、相生町、東和町、若杉 町、宝殿、安川町、匠町、本 町、山内、萩垣面、花石町、 久次良町、清滝安良沢町、清 滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、 清滝丹勢町、清滝中安戸町、 清滝新細尾町、清滝町、清滝 一丁目、清滝二丁目、清滝三 丁目、清滝四丁目、細尾町、 中宮祠、湯元、所野、七里、 野口、和泉、山久保、日光、 丹勢、南小来川、宮小来川、 東小来川、中小来川、西小来 川、滝ヶ原、足尾町本山、足 尾町愛宕下、足尾町赤倉、足 尾町南橋、足尾町深沢、足尾 町上間藤、足尾町上の平、足 尾町下間藤、足尾町掛水、足 尾町向原、足尾町赤沢、足尾 町松原、足尾町通洞、足尾町 砂畑、足尾町中才、足尾町遠 下及び足尾町を除く。)	1,095.54	147.92			1,243.46
同	日光地 区	日光市(上鉢石町、中鉢石 町、下鉢石町、稲荷町一丁 目、稲荷町二丁目、稲荷町三 丁目、御幸町、石屋町、松原 町、相生町、東和町、若杉 町、宝殿、安川町、匠町、本 町、山内、萩垣面、花石町、 久次良町、清滝安良沢町、清 滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、 清滝丹勢町、清滝中安戸町、 清滝新細尾町、清滝町、清滝 一丁目、清滝二丁目、清滝三 丁目、清滝四丁目、細尾町、					

		中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川及び滝ヶ原に限る。)	297.05	148.07			445.12	
鬼怒川	足尾地区	日光市（足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町に限る。)	199.72	42.28			242.00	
渡良瀬川	黒川～小倉川地区	栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元に限る。）及び鹿沼市	768.00	148.51			916.51	
同	佐野地区	足利市、栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元を除く。）、佐野市、小山市、下野市（薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島を除く。）及び下都賀郡	375.32	129.02		0.61	504.95	
計			3,976.29	932.31	1.24	21.37	2.00	4,933.21

(森林整備課)

栃木県告示第428号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成27年9月1日

栃木県知事 福田 富 一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
なでしこファミリークリニック	宇都宮市竹林町884-1	医療法人なでしこ	平成27年1月1日
ちづかクリニック	栃木市大森町445-4	腰塚 学	平成27年1月1日

医療法人社団藤田医院 藤田整形外科医院	佐野市相生町199	医療法人社団藤田医院	平成27年1月1日
医療法人聖真友愛会友 井内科クリニック	小山市駅東通り1-3-3	医療法人聖真友愛会	平成27年1月1日
ともファミリー歯科	小山市大字小山104-1	仙名 智弘	平成27年1月1日
渡辺胃腸科外科医院	宇都宮市峰4-24-24	渡辺 伸太郎	平成27年1月1日
山本皮膚科医院	下野市駅東6-1-22	山本 律子	平成27年1月1日
山本整形外科医院	下野市駅東6-1-22	医療法人仙寿会山本整形外科 医院	平成27年1月1日
矢野整形外科医院	宇都宮市さつき2-2-10	医療法人隆成会	平成27年1月1日
医療法人泉心会坪水医 院	佐野市栃本町2241	医療法人泉心会坪水医院	平成27年1月1日
しもつけ痛みのクリ ニック	下野市柴871-7	齋藤 和彦	平成27年1月17日
ふらてクリニック	真岡市寺久保1-3-2	山本 秀伸	平成27年4月1日
医療法人双信会さくら 眼科クリニック	栃木市片柳町4-15-27	医療法人双信会さくら眼科ク リニック	平成27年6月22日
齋藤クリニック	那須塩原市弥生町1-20	齋藤 武久	平成27年7月7日
医療法人大山整形外科	栃木市国府町306-1	医療法人大山整形外科	平成27年8月10日
高橋眼科	栃木市岩舟町静843	高橋 直人	平成27年8月10日
いたむろクリニック	那須塩原市百村3042-31	医療法人社団公済会	平成27年8月11日

## 2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
ハート薬局	宇都宮市下砥上町400-3	有限会社松本商店	平成27年1月1日
ファミリー薬局	芳賀町大字祖母井1708-28	有限会社小林メディカル	平成27年1月1日
オリオン薬局	宇都宮市平出町400-7	株式会社クローバー	平成27年1月1日
八木沢薬局	日光市鬼怒川温泉大原330-1	八木沢 弘充	平成27年1月13日
コミネ薬局小俣店	足利市小俣町616-1	株式会社コミネメディコ	平成27年1月23日
ハート薬局陽東店	宇都宮市陽東7-2-4	有限会社松本商店	平成27年6月1日
足利調剤薬局	足利市大町7-9	株式会社ケアネット	平成27年8月3日
有限会社山中薬局	栃木市西方町金崎317-1	有限会社山中薬局	平成27年8月7日
ウエルシア薬局日光今 市大沢店	日光市木和田島1567-4	ウエルシア薬局株式会社	平成27年8月11日

## 3 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
もえ訪問看護ステー ション	那珂川町谷川1609	ミツイ商事有限会社	平成27年1月1日

(健康増進課)

## 栃木県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年9月1日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
317	主要地方道 宇都宮真岡線	宇都宮市下栗町2311-34から 宇都宮市下栗町2305-16まで	平成27年9月1日

(道路保全課)

## 公 告

### ○平成27年度後期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、平成27年度後期技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年9月1日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 実施する検定職種及び等級

##### (1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

##### (2) 1級及び2級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、石材施工（石材加工作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

（ただし、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）にあつては、学科試験のみ実施する。）

##### (3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）

(4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

(5) 等級区分等

技能検定は、上記のように1の(1)については特級とし、1の(2)については1級及び2級に区分し、1の(3)については3級とし、1の(4)については等級に区分しない（単一等級）で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに17,900円とする。

（ただし、別に知事が指定する者にあつては、11,900円とする。）

イ 実施期日

平成27年12月2日（水）から平成28年2月14日（日）までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ平成27年11月25日（水）に栃木県職業能力開発協会にて公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種 ( 作 業 )	実 施 期 日
(1) 1級及び2級 鍛造（プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）及び金属材料試験（組織試験作業） (2) 3級 電気機器組立て（シーケンス制御作業）及び配管（建築配管作業）	平成28年 1月24日（日）
(1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (2) 1級及び2級 さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、石材施工（石材加工作業）、酒造（清酒製造作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）	平成28年 1月31日（日）

(3) 3級 機械加工（普通旋盤作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）	
(1) 1級及び2級 金属ばね製造（線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）及び塗装（鋼橋塗装作業） (2) 3級 機械検査（機械検査作業）、建築大工（大工工事作業）及びテクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業） (3) 単一等級 電子回路接続（電子回路接続作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）	平成28年 2月7日（日）

## ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

## 3 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和1丁目3番10号（県庁舎西別館）

電話 028-643-7002

## (3) 受付期間

平成27年10月5日（月）から同月16日（金）まで

## (4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会で作成する。

なお、郵送による申請書の用紙の交付を求めようとする者は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、角2の返信用封筒（宛先を記入し120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。

## 4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（2の(1)アの額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた場合における手数料は、申請を取り消したとき又は試験を受けなかったときにおいても、返還しない。

## 5 合格者の発表等

## (1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、平成28年3月11日（金）付け栃木県公報で公示し、県庁屋外掲示場に掲示するとともに、合格者に対し通知する。

なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html>

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が平成28年3月11日（金）付けで合格者に対し通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

(4) 試験結果の簡易開示

栃木県個人情報保護条例に基づき、合格発表の日から1ヶ月間、試験の得点を開示する。

希望する場合は、免許証等本人を確認できるものと受検票又は合格通知を持参すること（受検者本人に限る。代理人は不可）。電話による開示には、応じられない。

開示実施場所 栃木県産業労働観光部労働政策課

6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課（電話028-623-3238）又は栃木県職業能力開発協会（電話028-643-7002）に問い合わせること。

（労働政策課）

## 公安委員会

### 栃木県公安委員会規則第十三号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年九月一日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信 勝

#### 栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号ヌ中「(オ)まで」を「(リ)まで」に、「(リ)に」を「(ヌ)に」に改め、同号ヌ(リ)を同号ヌ(ヌ)とし、同号ヌ(オ)の次に次のように加える。

- (リ) 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）に基づく電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査のため使用中の車両

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。